

議案第 4 7 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 6 月 7 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「が行う」を「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う」に改める。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。